三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬川上字アラヤ六二八の一、六二八の二、六二八の六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町高砂字宮奥一三四四、一三四五、一三五三、一三五四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町上村字白山洞二〇〇三の一、二〇〇四の五、二〇〇五の三、二〇〇五の四、二〇〇六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬数河字宮ケ洞一七七一、一七七三、一七七四、一七七五の一、一七七六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山字下山四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。
平成二十五年六月十八日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　株式会社マネージメント・データ・リサーチ
二　登録番号　2
三　変更後の経営状況分析業務を行う事業所の所在地　熊本県熊本市中央区京町二丁目2番37号

○国土交通省告示第六百三十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年六月十八日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社山城自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
京都府綴喜郡井出町大字多賀小字西北河原四十九番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百三十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年六月十八日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
株式会社山城自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
京都府綴喜郡井出町大字多賀小字西北河原四十九番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百三十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年六月十八日
国土交通大臣　太田　昭宏